

第6款 顔面・口腔・頸部

K 4 5 0 唾石摘出術（一連につき）

【注の新設】

第7款 胸部

【新設】

【新設】

する。

(新設)

注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。

(新設)

K 5 0 2 - 4 拡大胸腺摘出術 31,710点

注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。

(新設)

K 5 0 2 - 5 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 58,950点

注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。